6 議案第60号関係

おいらせ町印鑑条例 新旧対照表(抜粋)

改正案

(登録の資格)

第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下 「法」という。)に基づき、本町<u>が備える住民</u> 基本台帳に記録されている者とする。この場合 において、登録できる印鑑の数量は、1人1個 に限るものとする。

(印鑑登録の不受理)

- 第4条 町長は、登録を受けようとする印鑑が次 の各号のいずれかに該当する場合には、印鑑の 登録申請を受理することができない。
 - (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、 名、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和 42 年政令第 292 号。以下「令」という。)第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。以下同 じ。)若しくは通称(令第 30 条の 16 第 1 項 に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏 名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせた もので表していないもの
 - (2) 職業、資格その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を表しているもの

(印鑑登録)

第6条 町長は、印鑑登録原票を備え、前条の規 定による確認をしたときは、印影のほか次に掲 げる事項を登録するものとする。

(1)~(3) 略

(4) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に 旧氏の記載(法第6条第3項の規定により磁 気ディスク(これに準ずる方法により一定の 事項を確実に記録しておくことができる物 を含む。以下同じ。)をもって調製する住民 票にあっては、記録。以下同じ。)がされて いる場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国 人住民に係る住民票に通称の記載がされて いる場合にあっては氏名及び当該通称)

(5)~(8) 略

2 前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原

現 行

(登録の資格)

第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下 「法」という。)に基づき、本町<u>の住民基本台</u> 帳に記録されている者とする。この場合におい て、登録できる印鑑の数量は、1人1個に限る ものとする。

(印鑑登録の不受理)

- 第4条 町長は、登録を受けようとする印鑑が次 の各号のいずれかに該当する場合には、印鑑の 登録申請を受理することができない。
 - (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、 名若しくは通称(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの
 - (2) 職業、資格その他氏名又は通称以外の事項を表しているもの

(印鑑登録)

第6条 町長は、印鑑登録原票を備え、前条の規 定による確認をしたときは、印影のほか次に掲 げる事項を登録するものとする。

(1)~(3) 略

(4) 氏名(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称)

(5)~(8) 略

2 前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原

改正案

票については、**磁気ディスク**をもって調製する ことができる。

(印鑑登録証明書の交付)

- 第13条 町長は、印鑑登録証明書を交付するときは、印鑑登録原票に登録されている印影について証明するほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に 旧氏の記載がされている場合にあっては氏 名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に 通称の記載がされている場合にあっては氏 名及び当該通称)
 - (2) \sim (4) 略
 - (5) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に<u>記載が</u>されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記

(印鑑登録の抹消)

- 第16条 町長は、第10条の規定による届出若しくは前条の規定による申請があったとき、又は登録者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該印鑑登録を抹消しなければならない。
 - (1)~(3) 略
 - (4) 氏名、氏(氏に変更があった者にあっては、 住民票に記載がされている旧氏を含む。) 若 しくは名(外国人住民にあっては、通称又は 氏名のカタカナ表記を含む。)の変更により 登録されている印鑑が第4条第1号に該当 することになったとき。

現 行

票については、**磁気テープその他これに類する 物**をもって調製することができる。

(印鑑登録証明書の交付)

- 第13条 町長は、印鑑登録証明書を交付するとき は、印鑑登録原票に登録されている印影につい て証明するほか、次に掲げる事項を記載しなけ ればならない。
 - (1) 氏名(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称)

(2)~(4) 略

(5) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に<u>記録</u>されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記

(印鑑登録の抹消)

- 第16条 町長は、第10条の規定による届出若し くは前条の規定による申請があったとき、又は 登録者が次の各号のいずれかに該当する場合に は、当該印鑑登録を抹消しなければならない。
 - (1)~(3) 略
 - (4) 氏名、氏若しくは名(外国人住民にあっては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。) の変更により登録されている印鑑が第4条 第1号に該当することになったとき。